

行政不服審査法第 43 条第 1 項第 5 号の適用について

1 行政不服審査法第 43 条第 1 項第 5 号について

行政不服審査法第 43 条第 1 項本文で、「審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第 49 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは国家行政組織法第 3 条第 2 項に規定する庁の長である場合にあっては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体の長（地方公共団体の組合にあっては、長、管理者又は理事会）である場合にあっては第 81 条第 1 項又は第 2 項の機関に、それぞれ諮問しなければならない。」と規定されている。

そして、「次の各号のいずれか」として、第 1 号から第 8 号が列挙され、その内、第 5 号で、「審査請求が、行政不服審査会等によって、国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して、諮問を要しないものと認められたものである場合」が挙げられている。

総務省行政管理局発行の逐条解説によれば、同条同項同号の規定により行政不服審査会等への諮問を義務付けない理由として、「処分の中には、法律に規定する要件が明確であって解釈上の疑義が生じるおそれがなく、かつ、当該要件への適合性が客観的に判断されるようなものなど、行政不服審査会等の調査審議を経ても結論が変わることは想定されず、行政不服審査会等が調査審議を行う意義が小さいと考えられるものがある」ためとされている。

2 大阪市行政不服審査会における諮問不要決定について

(1) 平成 28 年度の決定について

平成 28 年に、福祉局より「身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条に規定する身体障害者手帳の交付・不交付及び等級の決定」について、健康局より「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付・不交付及び等級の決定」について、それぞれ諮問不要決定の発議依頼があり、平成 28 年 8 月 30 日に大阪市行政不服審査会（総務部会）において、諮問不要の決定がなされた（参考 1）。

その理由としては、身体障害者手帳については、審査請求に係る処分をしようとするときに大阪市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会の議を経ている処分については、その中で医学的観点から審査がなされていること、また、処分の際に同審議会の議を経っていない処分についても、裁決の際に同審議会の議を経ることにより、事後的に医学的観点から審査がなされることから、行政不服審査会の調査審議を経ても結論が変わることは想定されがたいためである。

精神障害者保健福祉手帳についても、審査請求に係る処分をしようとするときに、大阪市自立支援医療費(精神通院)支給認定・手帳交付審査委員会の議を経ている処分については、その中で医学的観点から審査がなされていること、また、処分の際に同審議会の議を経していない処分については、障害年金の受給を証する書類又は特別障害給付金の受給を証する書類の提出をもって精神障害者保健福祉手帳の交付申請がなされた場合で障害年金及び特別障害給付金で認定された等級をもって当該処分がされている場合であり、裁量の余地なく、客観的に判断されているためである。

なお、両者とも、法令に基づき大阪市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会・大阪市自立支援医療費(精神通院)支給認定・手帳交付審査委員会の議を経ることとなっていれば、同条同項第1号ないし第2号にあてはまる場所であるが、ともに諮問はあくまで内規に基づくものであったため、上記のように決定を行った次第である。

(2) 平成 29 年度の決定について

平成 29 年に、健康局より「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 54 条第 1 項の規定に基づく自立支援医療費の支給認定」について、諮問不要決定の発議依頼があり、平成 30 年 2 月 27 日に大阪市行政不服審査会(総務部会)において、「審査請求に係る処分をしようとするときに、大阪市自立支援医療費(精神通院)支給認定・手帳交付審査委員会の議を経しており、かつ、同委員会の議に基づき、心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があるとは認められないとして、支給認定を行わない旨の処分が行われた」ものについて、諮問不要の決定がなされた(参考 2)。

諮問不要とした決定については、(1)と同様で、大阪市自立支援医療費(精神通院)支給認定・手帳交付審査委員会の議を経ることにより、医学的観点からの審査がなされた上で処分が行われているためである。

3 審査庁への報告通知について

上記 2 (2)に係る審査の中で、「審理員の審理手続において、何らかの医学的根拠を示す資料が審査請求人から提出された場合、審理員限りでその取扱いを判断するのではなく、当該資料が原処分時の診断書の記載を補足するものか、新たな診断結果を示すものとなるのかの判断も含めて、審理員は必ず専門機関(審査委員会)の医学的判定を経たうえで、その取扱いを判断すべきことを指摘しておく必要がある」との指摘があった。

それを受け、平成 30 年 4 月 2 日、上記 2 (1)で決定した審査請求も含め、審理員による審理手続において、審査請求人から医学的な根拠を示す資料が提出された場合は、審理手続の中で専門機関の医学的判断を経て、医学的な根拠に対する判断を行うよう努めること、審理員による審理手続において、審査請求人から医学的な根拠を示す資料が提出された場合において、審理員による審理が適切に行われているか定期的に状況を確認し、その結果を大阪市行政不服審査会に報告するよう審査庁あて通知を行った(参考 3)。

4 過去の報告について

上記3の通知を踏まえ、平成28年4月1日から平成30年12月31日までの間について、照会を行い、結果を取りまとめの上、総務第1部会、総務第2部会に報告を行った（参考4）。

報告の内容としては、対象となる審査請求は36件であり、医学的根拠を示す資料が提出されたのは、精神障がい者保健福祉手帳交付決定処分に係る審査請求2件で、2件とも大阪市自立支援医療（精神通院）支給認定・手帳交付審査委員会に諮問の上、認容の裁決がなされたものである。

さらに、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間について、同様の照会を行ったが、当該期間中に医学的根拠を示す資料が提出された審査請求はなく、その旨報告を行った（参考5）。

さらに、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの間について、同様の照会を行ったが、当該期間中に医学的根拠を示す資料が提出された審査請求はなく、その旨報告を行った（参考6）。

さらに、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間について、同様の照会を行ったが、当該期間中に医学的根拠を示す資料が提出された審査請求はなく、その旨報告を行った（参考7）。

この間の総務第1部会、総務第2部会への報告結果としては、5号適用の判断を維持しつつ、引き続き毎年結果の報告を受けるという結論となった。

5 今回の報告について

令和4年についても、「行政不服審査法第43条第1項第5号の規定に基づく大阪市行政不服審査会に諮問を要しない審査請求の審理手続きについて（報告）令和4年分」のとおりに、医学的根拠を示す資料が提出された審査請求はなかった。

平成 28 年 8 月 30 日 審査会決定

行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号) 第 43 条第 1 項第 5 号の規定により次のいずれかに該当する審査請求は、大阪市行政不服審査会への諮問を要しないものとする。

- 1 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条に規定する身体障害者手帳の交付・不交付及び等級の決定についての審査請求で、次のいずれかに該当する場合
 - ア 審査請求に係る処分をしようとするときに、大阪市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会の議を経て当該処分がされた場合
 - イ 裁決をしようとするときに、大阪市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会の議を経て裁決をしようとする場合

- 2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付・不交付及び等級の決定についての審査請求で、次のいずれかに該当する場合
 - ア 審査請求に係る処分をしようとするときに、大阪市自立支援医療費(精神通院)支給認定・手帳交付審査委員会の議を経て当該処分がされた場合
 - イ 障害年金の受給を証する書類又は特別障害給付金の受給を証する書類の提出をもって精神障害者保健福祉手帳の交付申請がなされた場合で障害年金及び特別障害給付金で認定された等級をもって当該処分がされた場合

平成30年2月27日 審査会決定

行政不服審査法(平成26年法律第68号)第43条第1項第5号の規定に基づき、次に該当する審査請求は大阪市行政不服審査会への諮問を要しないものとする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第1項の規定に基づく自立支援医療費の支給認定についての審査請求で、審査請求に係る処分をしようとするときに、大阪市自立支援医療費(精神通院)支給認定・手帳交付審査委員会の議を経ており、かつ、同委員会の議に基づき、心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があるとは認められないとして、支給認定を行わない旨の処分が行われたもの。

平成 30 年 4 月 2 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市行政不服審査会会長 田中 宏

印

行政不服審査法第 43 条第 1 項第 5 号の規定に基づく
大阪市行政不服審査会に諮問を要しない審査請求の審理手続きについて

標題について、平成 28 年 8 月 30 日及び平成 30 年 2 月 27 日付けで大阪市行政不服審査会に諮問を要しないと決定した審査請求については、審理員による適正な審理手続きを確保する観点から、次のように取り扱われたい。

記

- ・審理員による審理手続きにおいて、審査請求人から医学的な根拠を示す資料が提出された場合は、審理員は、処分庁への弁明書の求めを通じて、大阪市自立支援医療（精神通院）支給認定・手帳交付審査委員会又は大阪市社会福祉審議会身体障害者福祉専門部会の医学的な判断を経るなど、審理手続きの中で専門機関の医学的判断を経て、医学的な根拠に対する判断を行うよう努めること。
- ・審査庁（大阪市長）は、審理員による審理手続きにおいて、審査請求人から医学的な根拠を示す資料が提出された場合において、審理員による審理が適切に行われているか定期的に状況を確認し、その結果を大阪市行政不服審査会に報告すること。

行政不服審査法第 43 条第 1 項第 5 号の規定に基づく
 大阪市行政不服審査会に諮問を要しない
 審査請求の審理手続きについて（報告）

1 調査対象

平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までの間に行政不服審査法第 43 条第 1 項第 5 号を適用し大阪市行政不服審査会へ諮問せず裁決を行った審査請求

2 調査結果

(1) 身体障がい者手帳交付決定処分に係る審査請求事件について

裁決	件数	うち医学的根拠を示す資料が提出された件数	審査請求期間 (日)
却下	1	0	200
棄却	3	0	384

(2) 精神障がい者保健福祉手帳交付決定処分に係る審査請求事件について

裁決	件数	うち医学的根拠を示す資料が提出された件数	審査請求期間 (日)
却下	2	0	161
棄却	28	0	223
認容	2	2	276

(3) 自立支援医療費の支給認定処分に係る審査請求事件について

1 件審査請求があり、行政不服審査法第 43 条第 1 項第 5 号の適用をお願いしたところですが、その後取り下げられたため、0 件となります。

3 医学的根拠を示す資料の内容とそれを受けた対応

精神障がい者保健福祉手帳交付決定処分に係る審査請求事件のうち、2 事件で医学的根拠を示す資料の提出がありました。当該 2 事件についての概要は、以下のとおりです。

(1) 平成 29 年度裁決分

医学的根拠を示す資料の内容としては、原処分時の診断書の記載を修正あるいは補足する主治医意見書であり、審理員あて提出された。

当該資料は、審理員から処分庁へ送付され、処分庁が手帳交付・支給認定審査委員会の医学的判断を仰ぎ、委員会は申請時に提示されなかった資料をもとに処分を変更すべきでないとの考えのもと、原処分が適正であるとの判断を示し、処分庁は委員会の判断を踏まえた再弁明書を提出した。

再弁明書の提出を受けた審理員は、処分庁の「申請時に提示されなかった資料をもとに処分を変更すべきでない」との主張が妥当かリーガルチェックを行い、弁護士から原処分時の診断書の記載を修正・補足する資料が提出された場合、当該資料も含めて原処分の妥当性を検討すべきと指摘されたこ

とから、当該資料も含めて検討した上で原処分を取り消すべきと考え、認容とする審理員意見書を作成した。

審理員の認容とする意見書の送付を受けた審査庁は、行政不服審査法第46条第3項を援用し手帳交付・支給認定審査委員会に諮り、同委員会の了承を受けた上で認容の裁決を行った。

(2) 平成30年度裁決分

医学的根拠を示す資料の内容としては、原処分時の診断書の記載を修正あるいは補足する主治医意見書であり、審理員あて提出された。

当該資料は、審理員から処分庁へ送付され、処分庁が手帳交付・支給認定審査委員会の医学的判断を仰いだが、委員会は原処分が適正であるとの判断を示し（そのように判断した理由は不明とのこと）、処分庁は委員会の判断を踏まえた弁明書を提出した。

弁明書の提出を受けた審理員は、当該資料も含めて検討した結果、原処分を取り消すべきと考え、認容とする審理員意見書を作成した。

審理員の認容とする意見書の送付を受けた審査庁は、行政不服審査法第46条第3項を援用し手帳交付・支給認定審査委員会に諮り、同委員会の了承を受けた上で認容の裁決を行った。

(3) 今後の対応について

なお、今後は、「原処分時の診断書の記載を修正・補足する資料が提出された場合、当該資料も含めて原処分の妥当性を検討すべき」との意見を手帳交付・支給認定審査委員会にも適切に伝えた上で、判断を仰いでいくとのこととす。

行政不服審査法第43条第1項第5号の規定に基づく
 大阪市行政不服審査会に諮問を要しない
 審査請求の審理手続きについて（報告）

1 調査対象

平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間に行政不服審査法第43条第1項第5号を適用し大阪市行政不服審査会へ諮問せず裁決を行った審査請求

2 調査結果

(1) 身体障がい者手帳交付決定処分に係る審査請求事件について

裁決	件数	うち医学的根拠を示す資料が提出された件数	審理期間 最短日数～最長日数
棄却	3	0	277～305

(2) 精神障がい者保健福祉手帳交付決定処分に係る審査請求事件について

裁決	件数	うち医学的根拠を示す資料が提出された件数	審理期間 最短日数～最長日数
棄却	7	0	92～166

(3) 自立支援医療費の支給認定処分に係る審査請求事件について
 なし

3 医学的根拠を示す資料の内容とそれを受けた対応

上記2のとおり、該当期間に医学的根拠を示す資料が提出された案件はありませんでした。

行政不服審査法第43条第1項第5号の規定に基づく
 大阪市行政不服審査会に諮問を要しない
 審査請求の審理手続きについて（報告）

1 調査対象

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの間に行政不服審査法第43条第1項第5号を適用し
 大阪市行政不服審査会へ諮問せず裁決を行った審査請求

2 調査結果

(1) 身体障がい者手帳交付決定処分に係る審査請求事件について

裁決	件数	うち医学的根拠を示す資料が提出された件数	審理期間 最短日数～最長日数
棄却	3	0	252～429

(2) 精神障がい者保健福祉手帳交付決定処分に係る審査請求事件について

裁決	件数	うち医学的根拠を示す資料が提出された件数	審理期間 最短日数～最長日数
棄却	10	0	106～146

(3) 自立支援医療費の支給認定処分に係る審査請求事件について
 なし

3 医学的根拠を示す資料の内容とそれを受けた対応

上記2のとおり、該当期間に医学的根拠を示す資料が提出された案件はありませんでした。

行政不服審査法第43条第1項第5号の規定に基づく
 大阪市行政不服審査会に諮問を要しない
 審査請求の審理手続きについて（報告）

1 調査対象

令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に行政不服審査法第43条第1項第5号を適用し
 大阪市行政不服審査会へ諮問せず裁決を行った審査請求

2 調査結果

(1) 身体障がい者手帳交付決定処分に係る審査請求事件について

裁決	件数	うち医学的根拠を示す資料が提出された件数	審理期間 最短日数～最長日数
棄却	2	0	484～533
認容	1	0	656

(2) 精神障がい者保健福祉手帳交付決定処分に係る審査請求事件について

裁決	件数	うち医学的根拠を示す資料が提出された件数	審理期間 最短日数～最長日数
棄却	7	0	86～122

(3) 自立支援医療費の支給認定処分に係る審査請求事件について

なし

3 医学的根拠を示す資料の内容とそれを受けた対応

上記2のとおり、該当期間に医学的根拠を示す資料が提出された案件はありませんでした。

行政不服審査法第 43 条第 1 項第 5 号の規定に基づく
大阪市行政不服審査会に諮問を要しない
審査請求の審理手続について（報告）

1 調査対象

令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの間に行政不服審査法第 43 条第 1 項第 5 号を適用し
大阪市行政不服審査会へ諮問せず裁決を行った審査請求

2 調査結果

(1) 身体障がい者手帳交付決定処分に係る審査請求事件について

裁決	件数	うち医学的根拠を示す資料が提出された件数	審理期間 最短日数～最長日数
棄却	2	0	363～501

(2) 精神障がい者保健福祉手帳交付決定処分に係る審査請求事件について

裁決	件数	うち医学的根拠を示す資料が提出された件数	審理期間 最短日数～最長日数
棄却	6	0	98～272

(3) 自立支援医療費の支給認定処分に係る審査請求事件について
なし

3 医学的根拠を示す資料の内容とそれを受けた対応

上記 2 のとおり、該当期間に医学的根拠を示す資料が提出された案件はありませんでした。